

郵便等投票における公正確保について

- 郵便等投票については、投票管理者や立会人がいない中で投票を行うため、公正確保を図ることは重要。そのため、
- ① 郵便等投票証明書を交付し、これを提示して投票用紙等の請求をする、
 - ② 「同居の親族」等第三者に投票用紙を交付せず、郵便等によって確実に本人の勢力圏内に送付する、
 - ③ 自書主義をとるとともに、郵便等投票証明書の請求、投票用紙等の請求及び投票の記載の各段階で署名を求め、第三者による不正投票を防止する、
 - ④ 投票行為に対する干渉又は秘密の侵害について罰則の適用を明確にする等の措置を講じている。

＜公正確保につながる現行の取組＞

項目		概要
投票用紙等の請求	郵便等投票証明書の提示 (令第59条の4第1項・第4項)	○ <u>選挙に先立ち</u> 、選挙人は、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険の被保険者証等の公的な証明書類を添付し、郵便等により不在者投票をすることができる選挙人であることを証明する「 <u>郵便等投票証明書</u> 」の交付を受ける(令第59条の3)。 ○ 投票用紙等の請求は、 <u>郵便等投票証明書を提示して</u> 、所属地の選挙管理委員会の委員長に行う。
	本人の署名 (令第59条の4第1項)	○ 投票用紙等の交付申請は、 <u>選挙人が署名をした文書によって</u> 、所属地の選挙管理委員会の委員長に行う。
	投票用紙等の郵便等による発送 (令第59条の4第4項)	○ 請求を受けた選挙管理委員会は、選挙人名簿と対照し、郵便等投票の対象者であることを確認の上、投票用紙等を当該選挙人に郵便等をもって発送する。
投票	投票用封筒の二重化 (令第59条の5) (則別記第13号様式の7)	○ 投票用封筒には内封筒と外封筒があり、選挙人は、内封筒に記載済みの投票用紙を入れ、封をした上、外封筒に入れてさらに封をする。
	本人の署名 (令第59条の5)	○ 外封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所を記載し、 <u>氏名欄に本人が署名しなければならぬ</u> 。(規則の外封筒の様式では、自ら投票の記載をした旨の宣言とともに署名するものとなっている。)

<p>罰則（法第255条第2項等）</p>	<p>○ 郵便等投票については、<u>選挙人が投票の記載の準備に着手してから投票を記載した投票用紙を封入するまでの間における当該投票に関する行為を行う場所を投票所とみなして、投票干渉罪等が適用される。</u></p> <p>投票干渉罪（法第228条第1項）：投票所又は開票所において正当な理由がなくて選挙人の投票に干渉し又は被選挙人の氏名を認知する方法を行った者は、1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>○ その他、<u>氏名を詐称する等詐偽の方法をもって投票し又は投票しようとした者には詐偽投票罪（法第237条第2項、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金）が適用される。</u></p>
-----------------------	--

<参考>昭和25年公職選挙法制定時の在宅投票制度の概要（第1回資料1より抜粋）

- ① 一定の重度身体障害者に限らず、疾病等のために歩行が著しく困難であることについての医師等の証明書が提出されれば可能であった。
- ② 投票用紙の請求については、本人以外に同居の親族が請求することができ、投票の記載についても、身体の故障によって自書できない場合は、代理記載も可能（選挙管理委員会への届出など一切の手続不要）であった。
- ③ 投票用紙の送付については、郵送によらず、同居の親族が提出することも可能であった。